

日本年金機構からのお知らせ

裏面「令和6年度算定基礎届事務講習会のご案内」は必ずご確認をお願いします。

ご案内 算定基礎届・賞与支払届の提出は、ぜひ「電子申請」をご利用ください！！

電子申請とは、資格取得届や算定基礎届等の社会保険関係の届書をオンラインで提出できるサービスです。電子申請を利用している事業所は増えており、**主要な届出の電子申請割合は70%を超えています。**

今から利用準備をすることで、今年度の算定基礎届や賞与支払届を電子申請で提出できます。

まだ電子申請を利用していない事業主の方は、この機会に、ぜひ電子申請をご利用ください。



電子申請の利用方法がわかりません。



日本年金機構のホームページに、メリットや申請方法をわかりやすく解説した動画や具体的な操作手順を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。
詳細は、**同封の「オンラインサービスをご利用ください！」をご確認ください。**

電子申請の利用にはお金がかかりますか。



GビズIDを取得すれば、**無料で利用できます。**

年に数回しか届出の機会がなく、メリットを感じられません。



電子申請以外にも情報提供サービスを行っています。
GビズIDを取得すれば、毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取る「オンライン事業所年金情報サービス」を利用できます。

GビズIDを取得できず、オンライン事業所年金情報サービスを利用できません。



令和7年1月から、GビズIDをお持ちの事業主の方以外に、
① **電子証明書をお持ちの事業主の方**
② 社会保険事務を受託している**社会保険労務士**の方
も利用可能とする予定です。

電子申請は安全ですか。



デジタル庁と連携し、セキュリティ等に配慮したシステム環境に電子申請の基盤を構築しています。

被保険者データのCDによる提供を終了します

郵便事故による個人情報の漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、**被保険者データを収録したCDの提供は、令和7年3月末をもって終了する予定です。**上記のとおり、令和7年1月にサービス拡充も予定していますので、被保険者データの受け取りは、オンライン事業所年金情報サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

「算定基礎届」は、保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となる大切な届出です。適正な届出にご協力をお願いします。

つきましては、適正な届書を作成し提出していただくため、全国で算定基礎届事務講習会を開催します。事務講習会の内容は、以下のとおりです。

・算定基礎届作成時の注意点

・「年収の壁・支援強化パッケージ」

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは、社会保険料負担の発生等による手取り収入の減少を理由として就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応として実施している【キャリアアップ助成金のコースの新設】や【社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外】等の施策です。

開催場所、日程は
こちら



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>

事務担当者のご出席にご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

事務講習会の会場・日時・所在地の情報は、右上の二次元コードから「【事業主の皆さまへ】令和6年度算定基礎届事務講習会の開催について」をご確認ください。

また、日本年金機構HPには、具体的な記入方法や提出方法に関する動画やガイドブックを掲載していますので、あわせてご確認ください。

留意事項

- ・講習会の内容は一部変更になる可能性があります。
- ・ご来場の際は、公共交通機関を利用してお越しください。
- ・ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- ・会場で算定基礎届の届書用紙は配布していません。

令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。お早めの準備をお願いします。詳しくは適用拡大特設サイト（厚生労働省）の「人事・労務管理者向け 社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」や日本年金機構ホームページをご覧ください。

適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/index.html>



賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」を提出する必要があります。届出の内容は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、届出もれがないようご注意ください。賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を記した届出または電子媒体を、予定月の前月に送付します。

なお、電子媒体の送付は令和7年3月をもって終了する予定です。この機会にオンライン事業所年金情報サービスをぜひご活用ください。（詳細は表面をご覧ください。）

また、登録した賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出ください。

日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。